

介護予防支援等重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 75-4110

(月曜から金曜午前8時30分から午後5時15分まで)

担当

不明な点は、なんでもお尋ねください。

2 指定小鹿野町介護予防支援事業所(名称)の概要

(1) 指定介護予防支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	小鹿野町地域包括支援センター
所在地	小鹿野町小鹿野300番地
介護保険指定番号	11048330011
サービスを提供する地域	小鹿野町

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	主任介護支援専門員	1名		管理 介護予防支援業務	1名
社会福祉士	社会福祉士		1名	介護予防支援業務	1名
保健師	保健師	2名		介護予防支援業務	2名

(3) 営業時間

月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分

通常のご相談は、なるべく上記の時間でお願ひしたいと思いますが、緊急時や平日のご相談等が難しい方のために、24時間体制でのご相談に応じます。

3 介護予防支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

3-1 サービス提供までの流れ

- ① 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書受付

- ↓
- ② 課題の分析
- ↓
- ③ 介護予防サービス等計画原案作成と支給限度額確認・利用者負担計算
- ↓
- ④ サービス担当者会議による担当者間の調整
- ↓
- ⑤ 利用者への説明と同意の確認
- ↓
- ⑥ サービス利用票・サービス提供票作成
- ↓
- ⑦ 計画対象期間中の実施状況の把握と連絡調整

3-2 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。職員がお伺いいたします。
契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者様の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

②事業者の都合でサービスを終了する場合

サービス提供が困難となるような運営上のやむ得ない事情等により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、契約終了日の1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の指定介護予防支援事業所をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者様の要支援認定区分が、要介護・非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者様がお亡くなりになった場合

④その他

利用者様やご家族等が、当事業所や当事業所の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

4 利用料金

(1) 利用料

要支援認定を受けられた方は、介護予防給付または総合事業費として利用料は全額給付されるので、自己負担はありません。

保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要支援度に応じて下記の金額をいただき、当センターからサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日、小鹿野町福祉課の窓口に提出しますと、全額払戻しを受けられます。

介護予防サービス等計画費 4, 420円

その他加算等は、厚生労働大臣の定める介護給付費の額とします。

(2) 解約料

利用者は、いつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5 当センターの介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

小鹿野町地域包括支援センターは、指定介護予防支援を保健、医療及び福祉サービスと連携して提供します。

(2) 介護予防支援の実施概要等

指定介護予防支援事業の内容は、次のとおりです。

- ① 要支援認定の申請等に係る援助
- ② 介護予防サービス等計画作成のための訪問調査
- ③ 介護予防サービス等計画原案の作成
- ④ サービス担当者との連絡調整
- ⑤ サービス実施状況の継続的な把握・評価
- ⑥ 介護保険施設などへの紹介
- ⑦ 医療との連携
- ⑧ 保険給付の請求のための証明書の交付
- ⑨ 利用者および担当者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付
- ⑩ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備
- ⑪ 感染症の予防及び蔓延の防止のための対策
- ⑫ その他指定居宅介護予防支援事業に関すること

(3) サービス利用に関する留意事項

事 項	有・無	備 考
職員の変更	有	変更を希望される方は申し出ください
職員への研修の実施	有	
契約後、介護予防サービス計画の作成段階途中で利用者の都合により解約した場合の解約料	無	一切料金はかかりません

6 サービス内容に関する苦情

(1) 相談・苦情担当

当センターの介護予防支援に関する相談・苦情及び介護予防サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。

小鹿野町福祉課 TEL 7 5 - 4 4 2 1

小鹿野町地域包括支援センター TEL 7 5 - 4 1 1 0

7 緊急時の連絡先

緊急連絡が必要になった場合は下記へ連絡いたします。

連絡先 1	氏 名	電 話 番 号
連絡先 2	氏 名	電 話 番 号

8 当センターの概要

名称・法人種別 小鹿野町地域包括支援センター （小鹿野町立）

代表者役職・氏名 小鹿野町長 森 真 太 郎

所 在 地 小鹿野町小鹿野 3 0 0 番地

所属機関 小鹿野町保健課